

一は城外に在りて、臬臺之を管し、提調を以て各局長とす。分局には各二名の委員を置き、其下に約四十名の巡警を配當す、其數城内に二百十名城外に百五十名あり、街上處々に交番所の設あるも、巡警は内に坐して炭火を擁し坐眠すること珍しからず。彼等は志願に因りて採用し、毎月銀四兩を給せらるゝも、多くは無學無智の徒にして、省城すら此の如き有様なれば、其の他は之を推想するに難からざるなり。

## 第二節 自治制

各種人民は、各個に自治制を布き、其頭目は人民の公選に依り、地方長官之を任命す。各名譽職なる頭目は、地方官を輔佐して收税の事を掌り、民事の小なるものは地方官に告げずして悉く自ら之を處理せり。

### 一 纏頭回民の自治

左に記するものは、迪化府管内の自治制にして、其他の管區に於ても大同小異なりとす。

各地方官は、其の管區を東西南北の四郷に分ち、每郷に郷約を置き、其下に渠正、ユ